

公 告

契約担当官
航空自衛隊第 6 航空団
会計隊長 濱崎 祥幸



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- 1 入札に付する事項：(1) 件 名：齒科検診
(2) 履行期間：令和 6 年 5 月 20 日～令和 6 年 12 月 27 日
(3) 履行場所：航空自衛隊小松基地
- 2 競争参加資格：(1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一参加資格で「役務の提供等」の D 等級以上の格付をされた東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 3 契約条項を示す場所：航空自衛隊小松基地会計隊契約班
4 入札場所：航空自衛隊小松基地地業務群会計隊入札室
(当日の状況により、入札会場が変更になる場合があります。)
- 5 入札日：令和 6 年 5 月 8 日 10時30分
- 6 保証金：(1) 入札保証金……予決令第 77 条第 2 号により免除
(2) 契約保証金……予決令第 100 条の 3 第 3 号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- 7 入札の無効：2の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
- 8 入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 契約書等作成の要否：要
10 決定方法：総額
11 契約方法：単価
12 郵便入札の許否：許
郵便入札を希望する者は担当へ連絡のうえ、令和 6 年 5 月 7 日 17 時までに小松基地会計隊に必着のこと。
(入札書は入札件名を記入した内封筒に入れ、外封筒に同封して郵送願います。)なお、1 回目の入札が不調となった場合は、2 回目以降の入札では「辞退」扱いになりますのでご了承ください。
- 13 説明：無
14 受付け：無
入札に参加を希望される方は、下記へ連絡をお願いします。
連絡先：会計隊契約班 担当：宮本
電話番号 0761-22-2101 (内線 239)

委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 歯科検診

令和6年5月8日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住所
会社名
代表者名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類		
物品番号	性質による分類		
仕様書番号			
品名 又は 品名	歯科健診	小松基LPS-M034	
		承認	令和5年2月28日
		作成	令和5年2月28日
		改正	令和6年2月28日
		作成 部隊 等名	基地業務群衛生隊

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊小松基地医務室が依頼する歯科健診（以下「役務」という。）について規定する。

(2) 履行場所

航空自衛隊小松基地

(3) 関連文書

関係諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

(4) 一般事項

本契約に関する全責任は、契約相手側が有する。

2 役務に関する要求

(1) 歯科健診を実施する。

(2) 本役務の実施日及び予定数量は調達要領指定書のとおりとし細部は、官側との調整によるものとする。

(3) 本役務は、前期、後期の2度実施する。

(4) 本役務を行うために必要な器材、消耗品は、円滑に実施するに足りる数量を契約相手側が準備し、使用する。

(5) 本役務は官側担当者の指定する場所において実施する。

(6) 役務に係る診断は契約相手側の歯科医師が行う。

(7) 契約相手側は個人用の検査結果（紙面）、健康調査票（問診票）を各個人ごとに封入し、検査後1か月以内に官側担当者に送付する。（他の実施項目と集約することを可とする。）

(8) 契約相手側は所属ごとに分けた契約相手側が示す検査結果データ、官側が別に示す様式及び要領で検査結果データを作成し、検査後1か月以内に官側担当者に送付

する。

3 監督・検査

- (1) 監督及び検査は、航空自衛隊調達規則に基づき実施するものとする。
- (2) 本役務に関する事項において、部隊との調整が必要な場合には、監督官及び検査官と調整し実施するものとする。
- (3) 本役務終了後、官側が指定する検査官が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。

4 役務に係る指示

(1) 役務について

- ア 検査方法、結果判定基準、健康診断結果の作成方法等、本業務実施に係る詳細事項において意思疎通を図るため、官側担当者と契約相手側担当者による事前打ち合わせを行うこと。
- イ 契約相手側は、適宜の実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検査器材の搬入方法、検査及び測定の順序等を記載する。）を作成し、事前に官側に提出してその承認を受けること。
- ウ 契約相手側は役務履行に必要な人員を派遣し適正に配置すること。実施人数は別紙による項目の対象人数に合わせるため、1時間あたり35人（基準）の健診が可能な態勢を構築すること。なお、受検者数が1日あたり130名を超える場合があることを考慮すること。
- エ 役務履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手側が責任を持って処分し、その費用は契約相手側の負担とする。
- オ 契約相手側は役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の安全衛生管理に留意し、事故が起こらないよう十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うこと。
- カ 役務履行場所の設営は契約相手側が実施することし、実施日は官側担当者と契約相手側担当者との調整による。
- キ 役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置など）をできる限り行うこと。
- ク 役務実施時間中は、契約相手側において受付責任者及び案内係を配置し、受検者への案内、誘導等を行うこと。
- ケ 検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告すること。
- コ 役務については、5年以上の十分な経験を有する歯科医師による診断を行うこと。診断における歯式、粘膜及び歯周組織異常等の表記については、官側担当者

の示す表記で実施すること。

サ 検査結果判明後、精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受検者があった場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料により速やかに官側担当者に報告するとともに受検者に十分な説明を行うこと。

(2) 個人情報の取り扱いについて

ア 契約相手側は、個人情報保護法に基づき役務を行うものとし、「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。

イ 契約相手側は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

ウ 契約相手側は、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

エ 契約相手側は、役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ書面により契約担当官の承認を受けなければならない。

オ 契約相手側は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。

カ 契約相手側は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手側に対し、個人情報の管理状況に關し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に契約相手側の施設等の関係場所に入り入り調査をさせることができる。

5 その他の指示

(1) 契約相手側は、小松基地において法令及び小松基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官等の指示に従わなければならない。

ア 契約相手側は、役務履行の現場において小松基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、契約担当官と調整するものとする。

イ 契約相手側は、小松基地の施設への立ち入りに關し、規則に基づく所要の手続きを実施し、小松基地司令等の許可を受けるものとする。

ウ 契約相手側は、小松基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。

エ 契約相手側は、小松基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

オ 契約相手側は、小松基地内における写真撮影について役務契約に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及び

データについては、監督官等へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。

カ 契約相手側は、役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後該データを保持しないものとする。

キ 契約相手側は、小松基地内において基本的な感染症対策を講じること。

(2) その他

ア この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならぬ事項については、契約相手側が実施するものとする。

その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ必要な指示を受けるものとする。

イ 作業に当たっては、ほかの物品や施設に損害を与えないように行い、万一損害を与えた場合は契約相手側の責により回復するものとする。

ウ 許可なく本仕様書の複製、関係者以外への貸出を厳禁とする。

エ 役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手側が速やかにその内容を官側に報告する。

オ 官側は、契約相手側が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

調達要領指定書	調達要求番号	衛生隊-14
	調達要求年月日	令和6年4月1日
	作成部隊	6空団基群衛生隊
	作成年月日	令和6年4月1日
品名	歯科検診	
仕様書番号	小松基地LPS-M034	
<p>指定事項：仕様書の箇条2項2号に示す、日程及び予定数量は、次のとおり。</p> <p>1 日程 以下を基準とし、官側担当者の判断により対象者数に合わせて期間を調整する。 (1) 前期 令和6年5月20日(月)～令和6年6月26日(水) (2) 後期 令和6年12月2日(月)～令和6年12月27日(金)</p> <p>2 予定数量</p>		
対象項目	単位	予定数量
歯科検診	件	1600

入札書 (見本)

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

令和〇年〇月〇日

住所 石川県〇〇市〇〇町〇〇

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 瀨崎 祥幸

社名 株式会社 〇〇 殿

代表者名 代表取締役 佐藤 太郎

代理人 山田 次郎

入札金額 ￥999,999.-

押印省略可

納期	令和〇年〇月〇日	納地	入札		金額
			単位	数量	
〇〇〇〇	〇〇〇〇	式	1		999,999
	-以下余白-				

入札にあたっての注意事項

・郵便入札で参加される場合は、委任状は不要です(入札書の代理人欄への記入も不要)。

入札金額は税抜金額を記入

備考

(見本) 委任状

当社は、**山田 次郎** を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 〇〇〇〇

令和 〇年 〇月 〇日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住 所 **石川県〇〇市〇〇町〇〇**

会 社 名 **株式会社 〇〇**

代 表 者 名 **代表取締役 佐藤 太郎**